

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本 司法支援センターの業務の特例に関する法律施行 規則

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）及び同法第五条の規定により読み替えて適用する綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の規定に基づき、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する法務省令で定める事項は、同条第一項に規定する業務（以下「東日本大震災法律援助事業」という。）に関する次に掲げる事項とする。

- 一 同条第一項第一号に規定する援助の要件に関する事項
- 二 同号イ及びハに規定する報酬及び実費（以下「報酬等」という。）の立替えに係る契約の締結に関する事項
- 三 報酬等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項
- 四 報酬等に相当する額の支払に係る契約の締結に関する事項
- 五 同号ホに規定する法律相談の実施に関する事項
- 六 その他東日本大震災法律援助事業の実施に関し必要な事項

（法律事務取扱規程に記載すべき事項）

第二条 法第五条により読み替えて適用する綜合法律支援法（以下「支援法」という。）第三十五条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 支援法第二十九条第一項に規定する審査委員会による調査に関する事項及び審議の手續に関する事項
- 二 その他東日本大震災法律援助契約弁護士等（法第三条第一号ロに規定する東日本大震災法律援助契約弁護士等をいう。）に取り扱わせる法律事務の処理に関し必要な事項

（東日本大震災法律援助事業の立替金に係る会計処理の特例）

第三条 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、法第三条第一項第一号の業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替えに係る金額に相当する額を資産見返運営費交付金として計上するものとし、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えるものとする。